預金・保険・信託・無尽の種類と概要

1. 商品の種類とリスク・リターン

• 預 **金** • • • 1

·信 託 · · · 5

•無尽 - - - 6

2. 商品の仕組み

• 預 金 • • • 7

- 保 険 - - - 10

• 信 託 • • 13

商品の種類とリスク・リターン(預金)

| 種類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|---|--------------------------------|---|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 決済用預金 | ・元本保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・決済機能の利用という経済的効用 (付利禁止のため金銭的収益は なし)。 |
| 普通預金 | ・金利変動等により利息変動がある 商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・決済機能の利用に加え、利息あり。 |
| 定期預金 | ・金利変動等により利息変動がある 商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・利息あり。 |
| デリバティブ預金(預入・ 払戻とも円貨のもの) | ・金利変動等により利息変動がある 商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・利息あり(通常の定期預金より高い場合が多い)。 |
| 外貨預金 | ・金利変動等により利息変動がある 商品はあるものの、外貨建てでは 元本は保証。 ・ただし、円換算した場合、為替差 損の可能性あり。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・利息あり。また、円換算した場合、 為替差益の可能性あり。 |
| デリバティブ預金(預入・ 払戻のいずれか又は両方と も外貨のもの) | ・金利変動等により利息変動がある 商品はあるものの、外貨建てでは 元本は保証。 ・ただし、円換算した場合、為替差 損の可能性あり。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・利息あり(通常の外貨預金より高い場合あり)。また、円換算した場合、為替差益の可能性あり。 |
| 譲渡性預金(CD) | ・金利変動等により利息変動がある 商品はあるものの、元本は保証。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(銀行法等)。 | ・利息あり。 |

商品の種類とリスク・リターン(保険)

| 種 類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|-------------|-------------------|------------------|-------------------|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 定期保険 (注1) | ・保険金額や解約返戻金額は、市場 | ・財務の健全性確保のための法制度 | ・満期時の償還額なし(掛け捨て)。 |
| | 動向等に左右されない。(なお、 | が整備(保険業法)。 | ・解約返戻金が払込保険料を上回る |
| | 上乗せとして、市場動向等により | | ことはほとんどなく、短期につい |
| | 実績配当が行われる商品があ | | ては少額のことが多い。なお、解 |
| | る。) | | 約返戻金は契約時に約定されて |
| | | | いる。 |
| 終身保険 (注1) | ・保険金額や解約返戻金額は、市場 | ・財務の健全性確保のための法制度 | ・満期なし(満期時の償還額なし)。 |
| | 動向等に左右されない。(なお、 | が整備(保険業法)。 | ・契約から長期間が経過すれば、解 |
| | 上乗せとして、市場動向等により | | 約返戻金が払込保険料を上回る |
| | 実績配当が行われる商品があ | | こともある。なお、解約返戻金は |
| | る。) | | 契約時に約定されている。 |
| 養老保険 (注1) | ・保険金額や解約返戻金額は、市場 | ・財務の健全性確保のための法制度 | ・満期保険金は払込保険料を上回る |
| | 動向等に左右されない。(なお、 | が整備(保険業法)。 | こともある。 |
| | 上乗せとして、市場動向等により | | ・解約返戻金が払込保険料を上回る |
| | 実績配当が行われる商品があ | | こともある。なお、解約返戻金は |
| | る。) | | 契約時に約定されている。 |
| 貯蓄保険 (注1) | ・保険金額や解約返戻金額は、市場 | ・財務の健全性確保のための法制度 | ・満期保険金は払込保険料を上回る |
| | 動向等に左右されない。(なお、 | が整備(保険業法)。 | ことが多い。 |
| | 上乗せとして、市場動向等により | | ・解約返戻金が払込保険料を上回る |
| | 実績配当が行われる商品があ | | こともある。なお、解約返戻金は |
| | る。) | | 契約時に約定されている。 |
| 個人年金保険 (注1) | ・年金額(年金原資額)や解約返戻金 | ・財務の健全性確保のための法制度 | ・年金原資は払込保険料を上回るこ |
| | 額は、市場動向等に左右されな | が整備(保険業法)。 | とが多い。 |
| | い。(なお、上乗せとして、市場 | | ・解約返戻金が払込保険料を上回る |
| | 動向等により実績配当が行われ | | こともある。なお、解約返戻金は |
| | る商品がある。) | | 契約時に約定されている。 |

| 種 類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|---|--|--------------------------------|--|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 外貨建て保険(注1) (保険金、保険料等を外国通貨) で設定した保険商品(外貨建 て個人年金保険等) | ・外貨建ての保険金額、年金額(年金原資額)、解約返戻金は、市場動向等に左右されない。・一方、円換算した場合、為替差損の可能性あり。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(保険業法)。 | ・外貨建ての満期保険金や年金原資は外貨建ての払込保険料を上回ることが多い。 ・外貨建ての解約返戻金が外貨建ての払込保険料を上回ることもある。 ・また、円換算した場合、為替差益の可能性あり。 |
| 変額保険、変額個人年金保 険(注1) 保険料計算基礎(予定利率、 予定死亡率、予定事業費率) のうち、予定利率については 保険者が保証せず、資産運用 実績に応じて満期保険金(年 金)や解約返戻金が変動 | ・死亡保険金額は保証。 ・一方、満期保険金額、年金額(年金 原資額)、解約返戻金額は、運用 損の可能性あり。(ただし、一部 の商品には年金原資保証あり。) | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(保険業法)。 | ・満期保険金額、年金額(年金原資額)、解約返戻金額は、運用益の可能性あり。 |
| 自動車保険 (注 2) | ・保険金額は、市場動向等に左右されない。 | ・財務の健全性確保のための法制度が整備(保険業法)。 | ・満期時の償還額なし(掛け捨て)。 ・解約時には、未経過期間に応じた 既払保険料の払い戻しがある。 |
| 火災保険 (注 2) | ・保険金額は、市場動向等に左右さ れない。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(保険業法)。 | ・満期時の償還額なし(掛け捨て)。 ・解約時には、未経過期間に応じた 既払保険料の払い戻しがある。 |
| 賠償責任保険 (注 2) | ・保険金額は、市場動向等に左右さ れない。 | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(保険業法)。 | ・満期時の償還額なし(掛け捨て)。 ・解約時には、未経過期間に応じた 既払保険料の払い戻しがある。 |

| 種 類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|-------------------------|---|--------------------------------|---------------------------------|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 積立型保険、年金払積立傷 害保険(注2) | ・保険金額、年金額(年金原資額)、 解約返戻金額は、市場動向等に左 右されない。(なお、上乗せとし て、市場動向等により実績配当が 行われる商品がある。) | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(保険業法)。 | ・満期返戻金や年金原資は払込保険 料を上回ることが多い。 |

⁽注1) 生命保険会社が提供する商品。

⁽注2) 損害保険会社が提供する商品。

商品の種類とリスク・リターン(信託)

| 種 類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|--|--------------------------------------|-----------------------------|--|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 指定金銭信託(実績配当)(注1) (委託者(受益者)の利殖のた めに金銭を信託 | ・運用損の可能性あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上 の他業制限等。 | ・運用益の可能性あり。 |
| 指定金銭信託(一般口) (注 1) (委託者(受益者)の利殖のた めに金銭を信託 | ・元本補填あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上 の他業制限等。 | ・運用益の可能性あり。 |
| 特定金銭信託 (注 2) 「指図権者 (含む委託者) の指 示に従い、運用を行うことを 目的とした金銭信託 | ・(指図権者の指図によっては) 運用損の可能性あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上 の他業制限等。 | ・(指図権者の指図によっては) 運用益の可能性あり。 |
| 有価証券管理信託 (注 3) (顧客が保有する有価証券の 管理(配当金・利息の受取等) を目的とした信託 | ・有価証券の評価損の可能性あり。 | ・信託財産の独立性及び信託業法上 の他業制限等。 | ・有価証券の評価益の可能性あり。 |
| 特定贈与信託 (注 3) 「信託の仕組みを利用して、特別障害者 (受益者) に対して 贈与を行う | ・運用損の可能性あり。(運用対象 は指定金銭信託(一般口)が大半) | ・信託財産の独立性及び信託業法上 の他業制限等。 | ・運用益の可能性あり。 |
| 公益信託 (注3) (委託者が一定財産を公益目 的のために設定する信託 | ・運用損の可能性あり。(運用対象 は指定金銭信託(一般口)が大半) | ・信託財産の独立性及び信託業法上 の他業制限等。 | ・受益者が特定不能な信託であり、特定の者へのリターンは想定 されない。 |

- (注1) 運用目的型で、受託者に運用裁量のある信託。
- (注2) 運用目的型で、受託者に運用裁量のない信託。
- (注3) 管理目的型の信託。
- (注 4) この他、様々なニーズに応じた様々な信託商品が存在するほか、投資信託・投資法人法に基づく投資信託、貸付信託法に基づく貸付信託 (これらはともに証券取引法上の有価証券)といった特別法に基づく信託商品もある。

商品の種類とリスク・リターン(無尽)

| 種 類 | リスクに関する事項 | | リターンに関する事項 |
|-----|--|--------------------------------|-----------------------|
| | 市場リスク | 信用リスク | |
| 無尽 | ・掛金・給付のいずれも、金利や為替変動にかかわらず一定。(給付額は掛金を上回る場合もある。) | ・財務の健全性確保のための法制度 が整備(無尽業法)。 | ・給付額は掛金を上回る場合もあ る。 |

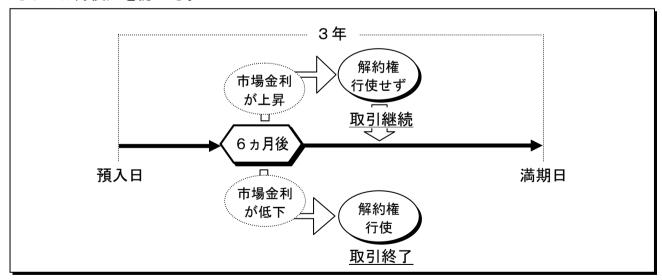
商品の仕組み(預金①)

デリバティブ預金 (預入・払戻とも円貨のもの)

- ◆金利オプションなどデリバティブを活用し、円預金にさまざまな特約を付けた預金商品。
- ※ 例えば、銀行等が、あらかじめ指定した日に期日前解約する権利を保有する代わりに、通常の定期預金で運用するのに 比べて高い金利が適用される商品(コーラブル定期預金)などがある。(→ 銀行等は、市場金利が上昇している場合には 期日前解約をせず取引を継続させる一方、市場金利が低下している場合には期日前解約して取引を終了させる仕組み。)

【モデルケース】

・通常の定期預金(3年)の金利が 0.05%のところ、より高い固定金利(0.2%)とする代わりに、銀行側に期日前解約 (例えば6ヵ月後) を認める。



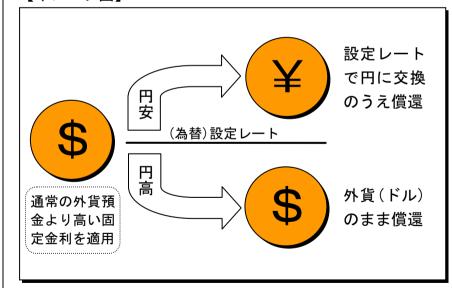
- ◆金利は変動するが、元本を下回ることはない。
- ◆円建て預金の一種であり、預金保険の対象。

商品の仕組み(預金②)

デリバティブ預金 (預入・払戻とも外貨のもの)

- ◆通貨オプションなどデリバティブを活用し、外貨預金等にさまざまな特約を付けた預金商品。
- ※ 例えば、銀行が、満期時に、あらかじめ設定した為替レート(以下、「設定レート」という)で顧客から外貨を購入する 権利を保有する代わりに、通常の外貨預金で運用するのに比べて高い金利が適用される商品などがある。(→ 銀行等は、 設定レート以上に円安となっている場合には当該設定レートで円に交換のうえ償還する一方、円高となっている場合には 外貨のままで償還する仕組み。)

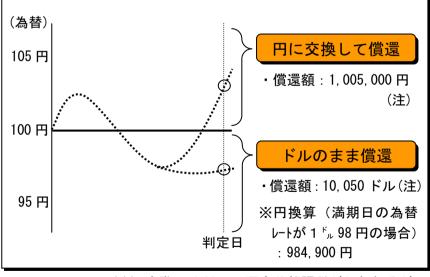
【イメージ図】



◆外貨建て預金の一種であり、預金保険の対象外。

期間 1 ヵ月、100 万円購入(1 ^ドル 100 円、 1 万 ドル)、設定レート=100 円、月利 0.5%

【モデルケース】



(注)実際には20%の源泉分離課税が行われるが、 説明の便宜上省略。

商品の仕組み(預金③)

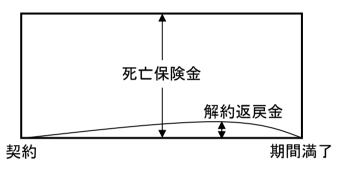
譲渡性預金 (CD)

- ◆法的性格 預金取扱い金融機関が発行する、指名債権譲渡方式による譲渡可能預金。
- ◆発行要件 発行期間、最低発行単位、金利等についての規制はない。
- ◆販売対象先 インターバンク市場の参加者、オープン市場参加の事業法人などが主になるが、個人も含めて特に制限はない。
- ◆預金保険制度 預金保険の対象外。

商品の仕組み(保険①)

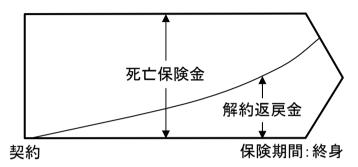
定期保険

◆保険期間中に死亡したときに死亡保険金が支払われる。保険期間満了時に契約は消滅。



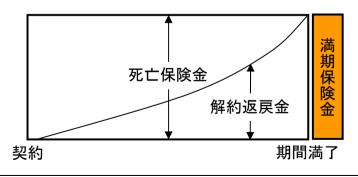
終身保険

◆一生涯にわたり保険期間が継続し、死亡したときに死亡保険 金が支払われる。



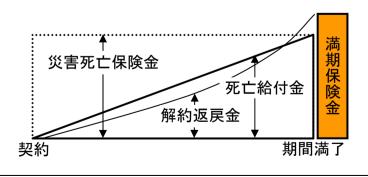
養老保険

◆保険期間中に死亡したときに死亡保険金が支払われ、保険期間満了時まで生存していたときに死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる。



貯蓄保険 (注1)

◆保険期間満了時まで生存していたときに満期保険金が支払 われ、それ以前に死亡したときには既払込保険料相当額程度 の死亡給付金(ケガによる死亡は災害死亡保険金)が支払われる。

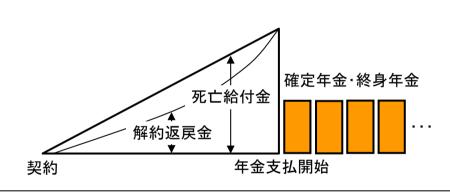


(注1) 積立型保険(積立傷害保険など。損害保険会社が提供)も類似した商品内容。

商品の仕組み (保険②)

個人年金保険 (注2)

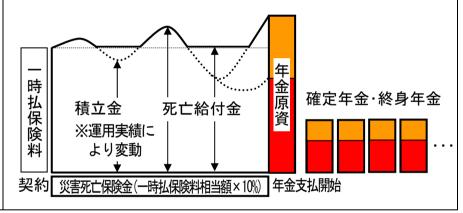
◆年金支払開始時まで生存していたときに年金が支払われ、それ以前に死亡したときには既払込保険料相当額程度の死亡 給付金が支払われる。



変額個人年金保険 (注3)

(一時払の場合)

- ◆資産の運用実績により積立金·年金原資の額が変動。
- ◆年金支払開始時まで生存していたときに年金が支払われ、それ以前に死亡したときには一時払保険料相当額または積立金の多い方が死亡給付金として支払われる。ケガによる死亡は一時払保険料相当額×10%が割増支払されるのが一般的。(年金支払開始時の年金原資などが保証されるタイプあり。)

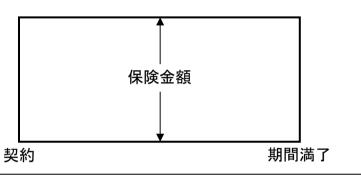


- (注2) 年金払積立傷害保険(損害保険会社が提供)も類似した商品内容。ただし、確定年金のみ。また、最終年金支払前まで死亡給付あり。
- (注3)変額保険も、変額個人年金保険と同様、満期保険金、解約返戻金等が変動。保障形態としては終身型と有期型があり、終身型は終身保険 に類似し、有期型は養老保険に類似。
- (注4) 各保険商品は、保険金、保険料等を外国通貨で設定することも可能であるが、現在は個人年金保険等一部の商品しかない。

商品の仕組み(保険③)

自動車保険 (注5)

◆保険期間中に事故が発生したときに保険金が支払われる。保 険期間満了時に契約は消滅。



(注5) 火災保険、賠償責任保険も類似した商品内容。

商品の仕組み(信託)

管理目的型の信託

- ◆有価証券の管理や受益者への財産の分配等を目的とした信託 ◆主に金銭を受託し、目的に応じた運用を行う信託
 - ・有価証券の管理(配当金・利息の受取等)を目的
 - ・第三者 (障害者、孫等) への贈与目的
 - 公益活動を目的

運用目的型の信託

- ・財産の利殖目的(元本補填あり、元本補填なし)

